

吉光児童館建設等基本設計業務委託

設 計 業 務 委 託 仕 様 書

高松市 市民政策局 人権啓発課

令和2年度

I 業務種別 基本設計（建築・設備）

II 業務概要

1. 業務名称 吉光児童館建設等基本設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設の名称 吉光児童館、吉光文化センター

(2) 敷地の場所 高松市 香南町由佐 地内

(3) 施設の用途 児童厚生施設、隣保館

3. 設計と条件

(1) 委託期間

契約日から令和3年1月29日までとする。

(2) 敷地の条件

a. 敷地面積 約2,997㎡（施設台帳による）

b. 用途地域等 用途白地地域（建蔽率70%、容積率200%）
建築基準法第22条地域

(3) 施設の条件

a. 構造・階数・床面積・必要諸室

鉄筋コンクリート造 平家建 約250㎡

ポーチ、玄関、廊下、事務室、図書室、遊戯室、集会室、物入、男性・女性便所
多目的便所、手洗い、外部倉庫、駐輪場等

b. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月28日）による、
耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II 類（重要度係数1.25（目標値））

2) 建築非構造部材 B 類

3) 建築設備 乙 類

c. 参考図（文化センター） ・無 ○有（ ・原図 ・CAD ○製本 ）

(4) 工事概要等

[建築関係]

・児童館建設工事：鉄筋コンクリート造 平家建（文化センターとの往來を計画し、経路には
シェルター等の設置）

・外構整備工事：駐車場5台（うち、優先駐車区画2台）、駐輪場（既製品 約15㎡）、外部
倉庫（既製品 約40㎡）、運動場（フェンスH=約4m及び囲障設置、花崗土仕
上げ、排水設備、照明設備等）、花壇整備（約50㎡）、敷地内排水、敷地内ア
スファルト舗装等

・文化センター改修工事：新設児童館との往來を計画し、出入口扉の設置や経路にシェルター
等の設置の検討

※ 平面計画に当たり、複数案を提出すること

[設備関係]

・上記建築工事に伴う電気設備工事、機械設備工事の基本設計

Ⅲ 基本設計 業務仕様

1. 管理技術者等

- (1) 業務の遂行に当たっては、設計しようとする施設の目的を十分に把握し、良質な建築物が実現できるよう適切な人員を配置すること。
- (2) 建築設計業務の管理技術者は、一級建築士とする。
- (3) 建築設計業務及び設備設計業務の主任技術者は、一級建築士、建築設備士、技術士（業務に該当する部門）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者とする。
- (4) 本業務の管理技術者及び担当者（発注者と主に連絡を取り、設計内容を把握する者）は、他の担当業務との関係において、本業務を優先できる状況にある者であること。
- (5) 主任技術者及び担当者（以下「技術者」という。）は、本業務への適格性を有するものとして、建築（新築、改築、改修）に係る設計の経験を有する者を配置しなければならない。なお、配置に当たっては、あらかじめ経歴、従事経験等を書面により発注者に提出し、承諾を得ること。また、配置後において、発注者が、当該配置技術者の適格性又は経験等に欠けると認めるときには、配置技術者の交代を求めることができる。
- (6) 管理技術者、建築設計業務の主任技術者及び担当者は、受注者が直接雇用している者であること。
- (7) 上記（2）及び（3）の技術者については、兼務を不可とする。

2. 業務の内容

- (1) 標準業務内容は、設計業務委託参考資料による。
- (2) その他の業務内容は、次による。○印のついたものを適用する。）

○透視図作成	種類	(○鳥瞰図 1 面 ○外観 2 面 ○内観 2 面)
	判の大きさ	(○A3 ・ A2 ・)
	枚数	(○原図各 1 枚 ・ 複製図 枚)
	額の有無	(・有 ○無)
	額の材質	(・アルミ ・)
・模型製作	縮尺	(・S: /)
	主要材料	(・プラスチック着色 ・)
	ケースの有無	(・有 ・無)
	ケースの材質	(・アクリル ・)

- ・計画通知関係図書の作成及び手続業務（事前協議、構造設計・建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の手続を含む。ただし、申請手数料は除く。）
- ・開発行為等に関する図書の作成及び手続業務
- ・防災計画関係図書の作成
- ・省エネルギー届出書の提出
- ・省エネルギー関係計算書の作成
- コスト縮減検討報告書の作成
 - ・景観条例に係る申請書作成及び手続業務
 - ・リサイクル計画書の作成
 - ・ライフサイクルコスト、中長期修繕計画の方針の検討、作成業務
 - ・イニシャルコストの縮減計画業務
 - ・シックハウス計算書及び検討書
 - ・香川県福祉のまちづくり条例による必要な図書の作成及び提出

○敷地調査

平面測量：敷地外周、計画建物の位置等の測量

基準点測量：敷地内部の高さ（3.5点前後）の測量

○地質調査

ボーリング調査（1.5m×1か所）、標準貫入試験、不攪乱資料採取、孔内水平載荷試験、現場透水試験、室内土質試験など、構造計画・構造計算に必要な調査を行い、報告書・土質サンプルを提出すること。また、現場作業終了後は試験孔を埋め戻し、片付けを行うこと。

・木材使用量調書の作成

○地元自治会等説明会の参加及び資料の作成

○文化財保護法に基づく申請手続に必要な資料の作成

・建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に必要な資料の作成及び、手続き業務

○その他建設に必要な関係法令及び条例に基づく申請手続

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、基本構想、基本計画、適用基準等によって行うこと。
- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書、適用基準等によって行うこと。
- b. 積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書、適用基準等によって行うこと。
- c. 業務の実施に当たっては、業務計画書を提出し、発注者と十分な連絡を保つこと。
- d. 設計図書の作成に当たっては、特定の製品、製造所を記載してはならない。また、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。ただし、上記により難しい場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
- e. 設計業務で協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し、承諾を受けること。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ簿を作成し、発注者に提出すること。

- a. 契約直後
- b. 設計と条件・基本計画等、現地調査等に基づき設計方針を決定する段階
- c. 発注者又は管理技術者が必要と認めたとき
- d. その他打合せを必要とするとき

(3) 原本等

- a. 白焼 A2又はA1判二つ折り（製本 文字入）・・・2部
白焼 A3判二つ折り（製本 文字入）・・・4部
図面CADデータ・電子データも併せて提出する。
- b. その他の用紙はA4判程度とする。

(4) 計画通知手続を含む場合

計画通知手続が業務に含まれる場合は、次の要領で実施すること。

- ・計画通知手続は事前協議を含み、確認済証の受領までとする。構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合は、それぞれの申請の事前協議から適合性判定通知書の受領までも含むものとする。
- ・計画通知、構造計算適合性判定申請及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請における設計者及び申請代理者は、建築士法等に適合した受託者の有資格者又は発注者が承諾する協力事務所等に所属する有資格者とする。
- ・計画通知の提出（事前協議の提出を含む。）に当たっては、当該手続を除く設計業務に関する

成果物の内容及び履行状況の事前確認を発注者において実施するため、速やかに「計画通知等提出伺及び内容確認依頼書」を調査職員に提出すること。

(5) 適用基準等

特記無き場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。
また、全て最新版を適用すること。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準（平成 25 年版）
- ・営繕事業のプロジェクトマネジメント要領（平成 25 年版）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成 8 年版）
- ・木造計画・設計基準（平成 29 年版）
- ・木造計画・設計基準の資料（平成 29 年版）
- ・官庁施設の環境保全性基準（平成 29 年版）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年版）
- ・建築物解体工事共通仕様書（平成 31 年版）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（令和 2 年版）

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準（平成 28 年版）
- ・建築設計基準（令和元年改定版）
- ・建築設計基準の資料（令和元年改定版）
- ・建築構造設計基準（平成 30 年版）
- ・建築構造設計基準の資料（平成 30 年度版）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 31 年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成 31 年版）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（平成 31 年版）
- ・建築工事標準詳細図（平成 28 年版）
- ・鉄骨設計標準図
- ・擁壁設計標準図
- ・構内舗装・排水設計基準（平成 27 年版）
- ・表示・標識標準
- ・建築非構造部材の耐震設計指針

c. 建築積算

- ・公共建築数量積算基準・同解説（平成 29 年版）
- ・建築数量積算基準（建築積算研究会）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（平成 30 年版）

d. 設備

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- ・建築設備計画基準（平成 30 年度版）
- ・建築設備設計基準（平成 30 年度版）

- ・建築設備設計計算書作成の手引き（平成 30 年版）
 - ・建築設備耐震設計・施工指針（2014 年版）
 - ・排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説（平成 28 年版）
- e. 設備積算
- ・公共建築工事積算基準の解説（平成 27 年基準）
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（平成 30 年版）
- f. その他
- ・関係法令及び条例等
 - ・香川県福祉のまちづくり条例 等
- (6) 不当要求行為の排除対策
- 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- a 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- b 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- c 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (7) 適正な労働条件の確保
- 労働基準法や労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。
- (8) 公正な職務の執行の確保
- 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。
- ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

4. 成果品

基本設計（建築）

内 容	要 否	提出部数	
		電子データ及び原本	複本
・業務計画書	○	1	2
・基本設計報告書	○	1	2
基本設計図			
計画説明書			
計画概要書 (構造・電気設備・機械設備)			
仕様概要書			
工事費概算書			
工事工程表			
・基本設計報告書概要版（内容は上記の概要とする）	○	1	2
・透視図	○	1	2
・模型	—	—	—
・設計説明書	○	1	1
・設計 VE 関係資料	○	1	1
・打合せ簿	○	1	1